

事務取扱いに関する Q&A

＜資格確認書について＞

Q 1 資格確認書とはどのようなものですか。

A マイナ保険証を保有していない方が、保険診療を受けられるようにするため、従来の保険証の代わりとなるものです。

Q 2 資格確認書は誰でも交付申請できますか。

A 資格確認書はマイナ保険証を保有していない方に交付するものですので、マイナ保険証を保有している方には、原則、交付することはできません。ただし、要配慮者（マイナ保険証での受診が困難な要介護高齢者や障害者）につきましては、マイナ保険証を保有していても申請により交付することができます。

Q 3 資格確認書の交付を受けるためには、どのような手続きが必要ですか。

A 資格確認書は、原則、次の場合に交付します。

①加入届、取得届の「資格確認書発行要否」欄にチェックを入れ組合に提出した場合

②マイナ保険証を紛失したため、「資格確認書交付申請書」を組合に提出した場合

③マイナ保険証の利用登録解除申請を行った場合

④資格確認書を紛失したため、資格確認書再交付申請書を組合に提出した場合

⑤氏名変更、継続再雇用等により資格確認書に記載された情報（住所を除く。）に変更が生じた場合

※1 ①、②、③については、組合員からの申請に基づき交付します。

※2 ④、⑤については、対象となる被保険者がマイナ保険証を保有している場合、資格確認書の交付はできません。（組合において国から提供されるマイナ保険証の利用登録データでマイナ保険証の保有状況を確認します。）

Q 4 令和6年12月2日までに全被保険者に対して資格確認書が交付されるのですか。

A 交付済みの保険証が有効な間は、保険証を使用していただくこととなりますので交付しません。
このため、保険証の有効期限を迎える時期に組合で国から提供されるマイナ保険証の利用登録データを確認のうえ、マイナ保険証を保有していない方に対して資格確認書を交付することとしています。

Q 5 保険証の交付を受けている被保険者が、保険証を紛失したことに伴い再交付申請書を提出した場合、保険証の有効期限内であれば保険証の再交付を受けることができますか。

A 令和6年12月2日以降、保険証の交付は行いません。

組合において国から提供されるマイナ保険証の利用登録データを確認のうえ、マイナ保険証を保有していない被保険者に対しては資格確認書を交付します。

Q 6 保険証の交付を受けている被保険者が、氏名変更届を提出した場合や継続再雇用の届出等に伴い組合員番号が変わった場合、保険証の有効期限内であれば保険証が交付されますか。

A 令和6年12月2日以降、保険証の交付は行いません。

組合において国から提供されるマイナ保険証の利用登録データを確認のうえ、マイナ保険証を保有していない被保険者に対し、資格確認書を交付します。※住所変更届については、変更後の住所を保険証の裏面に記入することとなっていますので、資格確認書の交付対象とはなりません。

Q 7 組合員や家族が資格を喪失した場合、資格確認書を回収する必要がありますか。

A 保険証と同様に、回収のうえ組合に返還する必要があります。

なお、マイナ保険証の利用登録をした場合における交付済の資格確認書や有効期限が切れた資格確認書については、回収する必要はありません。

Q 8 「Q 7」で資格を喪失した被保険者の資格確認書を回収する必要があるとのことですが、資格確認書の交付対象者をどのように把握したらいいですか。

A 資格確認書と合わせて送付する「資格確認書等交付整理表」（仮称）等をご活用ください。

Q 9 マイナ保険証を保有している被保険者が、「マイナ保険証を利用したくない」、「念のため資格確認書を持っておきたい」等の理由で資格確認書の交付を申請することはできますか。

A 資格確認書はマイナ保険証を保有していない方に交付するものです。

組合において国から提供されるマイナ保険証の利用登録データで申請者がマイナ保険証を保有していることを確認したときは、資格確認書の交付は行いません。

Q 10 マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた場合、マイナ保険証は利用できないのですか。

A 有効期限後も3か月を経過するまでの間はマイナ保険証の利用はできますが、速やかにお住いの市区町村で更新の手続きを行ってください。

Q 11 資格確認書の発行が必要な者だったにもかかわらず、加入届、資格取得届の発行要否欄にチェックを入れ忘れた場合、どうしたらよいですか。

A 「資格確認書交付申請書」を組合に提出してください。

なお、交付申請の理由は、「4 その他」とし、「マイナ保険証を持っていないため」と記載してください。

Q12 資格確認書に有効期限はありますか。

A 資格確認書は原則、5年間の有効期限としています。

なお、令和6年12月2日以降交付する資格確認書（現在、被保険者証の交付を受けていて有効期間満了後に資格確認書の交付を受ける者を含みます。）については、「令和11年3月31日」とする予定です。

<資格情報通知書（資格情報のお知らせ）について>

Q13 資格情報通知書とはどのようなものですか。

A マイナ保険証を保有している方が、組合における被保険者情報の登録内容を確認するために交付するものであり、主に次の用途があります。

- ①組合に申請する保険給付費の申請書に必要な記号・番号を確認するため
- ②保険医療機関等で機器の故障等でマイナ保険証による資格の確認が行えない場合に、マイナ保険証と合わせて窓口に提示することで保険診療を受けるため

Q14 被保険者資格を喪失した場合、資格情報通知書を回収する必要がありますか。

A 回収する必要はありません。

なお、被保険者情報の変更等により、新たな資格情報通知書が交付された場合においても、交付済の資格情報通知書を回収する必要はありません。

Q15 資格情報通知書を紛失した場合、再交付はできますか。

A 「資格情報通知書 再交付申請書」を組合に提出することにより、資格情報通知書の再交付を受けることができます。

<関連する事務処理等について>

Q16 資格喪失理由が「社保加入」等の場合に、保険証の写しを添付していましたが、令和6年12月2日以降保険証の添付ができない場合、どのような書類を添付したらよいですか。

A 新たな健康保険等の資格確認書（写）又は資格情報通知書（写）を添付してください。

Q17 届書システムの改修はいつになりますか。

A 現在改修中のため、お手数ですがリリースまでの間、資格確認書の交付を希望する被保険者がいるときは、加入届又は資格取得届の該当被保険者の「備考欄」に「要資格確認書」と入力してください。

Q18 資格確認書等の新たな事務取扱いに係る様式は、いつ、組合ホームページに掲載されますか。

A 資格確認書の交付に影響のある、加入届、資格取得届を11月中旬に、その他の様式については準備が整い次第掲載する予定としています。

Q19 加入届、資格取得届について、変更前の様式を使用しても問題ありませんか。

A 問題はありますが、資格確認書の交付を希望する被保険者の判断が組合において行えないため、備考欄に「要資格確認書」と付記するなど、交付を希望する被保険者を明らかにしていただく必要があります。

Q20 高齢受給者証の取扱いはどのようにになりますか。

A 高齢受給者証は引き続き交付します。
ただし、マイナ保険証をお持ちの方につきましては、オンライン資格確認により負担割合が確認できるため、資格確認書の交付を受けている方にのみ交付します。

Q21 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証（以下「認定証等」といいます。）の取扱いはどのようにになりますか。

A マイナ保険証をご利用の方については、医療機関などの窓口においてマイナ保険証で受付することで、認定証等がなくても、医療機関ごとの窓口負担が自己負担限度額までになります。

マイナンバーカードを持っていない、またはマイナ保険証の登録をしていない方については、これまでどおり申請により認定証等を交付します。保険医療機関等の受診時には、資格確認書（または令和6年12月1日以前に交付された保険証）と認定証等を窓口に提示してください。

※資格確認書には適用区分（自己負担の限度額）等は記載されません。

Q22 加入届等の提出後、同一世帯の被保険者であるにもかかわらず、資格確認書と資格情報通知書が別々に送付されるのはなぜですか。

A 資格確認書は届書の資格確認書発行要否欄にチェックがあることをもって交付しますが、資格情報通知書は、組合で登録した被保険者データが国のサーバーに反映（届書の受付から概ね4日程度）されたことを確認した後に交付する取扱いとなっているため、同時期に送付することが困難な状況となっています。

Q23 マイナ保険証を利用するため、資格確認書が交付されない人は、インフルエンザ予防接種、子宮がん・乳がん検診等の費用補助や保険給付に係る申請書に記入する記号・番号をどのように調べたらよいですか。

A 「資格情報通知書」を確認いただくか、マイナポータルで確認してください。

※マイナポータルから確認する方法はこちらから



Q24 委託休養所を利用する場合はどのようになりますか。

A 利用当日は、本組合の資格情報（スマートフォンの資格情報画面、資格確認書又は資格情報通知書）を施設に提示したうえで、備え付けの「委託休養所利用票」に記号・番号を記入してください。
なお、(株)JTB又は東武トップツアーズ(株)での利用補助も同様です。

Q25 人間ドック等の健康診断を受診する際、健診機関窓口で被保険者証を提示していましたがどのようになりますか。

A 健診機関窓口でマイナ保険証又は資格確認書を提示してください。